

## 吉野広域行政組合指名審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野広域行政組合において実施する入札及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定に基づく随意契約（以下、「随意契約」という。）の適正な実施を図るために設置する審査会（以下、「指名審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札指名業者)

第2条 吉野広域行政組合が行う指名競争入札に参加することができる業者は、吉野町、川上村、東吉野村（以下「構成町村」という。）のいずれかに登録されている業者とする。

2 前項に掲げるほか、必要と認められるときは吉野広域行政組合において指名することができる。

(指名審査会)

第3条 工事請負及び物品購入等に係る指名業者の選定等の適正な実施を図るため、事務局に指名審査会を置く。

(所掌事項)

第4条 指名審査会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 1件の予定価格が500万円を超える工事請負及び物品購入等の入札及び随意契約に関する事項。ただし、会長が必要であると認めるときはこの限りではない。
- (2) その他、会長が必要と認める事項。

(組織)

第5条 指名審査会は、会長及び委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

会長 組合参事  
委員 吉野副町長  
川上副村長  
東吉野副村長  
組合各施設の長  
その他、会長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員のうち、予定価格5,000万円以下の入札等については吉野副町長、川上副村長及び東吉野副村長を委員から省くことができる。

(会長)

第6条 会長は、会務を総理し、指名審査会を代表する。

(会議)

第7条 指名審査会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(議決)

第8条 指名審査会の会議は、委員2名以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 指名審査会の会議は、出席者の過半数で決し、可否同数時は会長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第9条 会長は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(指名業者選定の除外)

第10条 特に緊急を要する工事及び特別の技術を要する工事、その他の事由による工事のときは、第7条の規定にかかわらず審査会を開催せずに指名業者を選定することができるものとする。

(指定除外)

第11条 吉野広域行政組合建設工事請負契約に係る入札参加停止要領に定めるもののほか、次に掲げるものについては、一定期間指名しないものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により処分されたもの。
- (2) 審査会において契約相手方として不相当であると認められた者。

(秘密の保持)

第12条 指名審査会の会議は、非公開とする。

2 何人も指名審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第13条 指名審査会の庶務は、事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。